（みなし刻印）

第十二条　海外認定附属品にあっては、協定規則に適合するものとして経済産業大臣が定める方式に従って行った刻印又は標章をもって、法第四十九条の三第一項の刻印とみなす。

［削る］

第七章　充塡

（容器に係る附属品）

第十三条　法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める容器は、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器及び国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器とし、同号の経済産業省令で定める附属品は、次の各号に掲げる附属品とする。

一　安全弁

二　逆止弁（国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器に装置されるもの及び国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に設備（配管を除く。）を介さずに装置されるものに限る。）

三　過流防止弁（国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器に装置されるものであって、バルブと一体となっているものに限る。）

（容器の加工の基準）

第十三条の二　法第四十八条第一項第四号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　加工は、その加工後において第三条第二項第二号で定める肉厚を減少しないようにしてすること。

二　国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器の傷等の補修を目的とした溶接を行う場合にあっては、加工後の当該補修部分は、使用上問題となるような欠陥がなく、適切な強度を有するものであること。

（液化ガスの質量の計算の方法）

第十三条の三　法第四十八条第四項各号の経済産業省令で定める方法は、次の算式によるものとする。

$$G = \frac{V}{C}$$

この式においてG、V及びCは、それぞれ次の数値を表わすものとする。

G　液化ガスの質量（単位　キログラム）の数値

V　容器の内容積（単位　リットル）の数値

C　国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器に充塡する液化ガスにあっては、当該容器の常用の温度のうち最高のものにおける当該液化ガスの比重（単位　キログラム毎リットル）の数値に十分の九を乗じて得た数値の逆数

（附属品検査の刻印）

第十二条　海外認定附属品は、協定規則に基づく方式に従って、法第四十九条の三第一項の刻印を行うことができる。

（容器に係る附属品）

第十三条　法第四十八条第一項第三号の経済産業省令で定める容器は、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器とし、同号の経済産業省令で定める附属品は、次の各号に掲げるものとする。

一　安全弁

二　逆止弁

［新設］

第七章　特別充塡の許可申請

［新設］

［新設］